

特別支援教育就学奨励費のお知らせ

大阪市には、大阪市立小学校又は中学校の特別支援教育にかかる保護者の経済的な負担を軽くするため、学用品・通学用品・給食費などの一部を補助する「特別支援教育就学奨励費」制度があります。

申請理由

- ①「特別支援学級で学んでいる児童・生徒」の保護者
- ② 通常学級で学んでいる「学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいがある児童・生徒」の保護者
- ③ 通常学級で学びながら週1回程度「障がいに応じた通級指導教室に通っている児童・生徒」の保護者

① の特別支援学級で学んでいる児童・生徒については、制度の詳しいお知らせや申請書等を、5月中旬以降に、学校からお配りする予定です。通常学級で学んでいる②あるいは③の児童・生徒で申請を希望される方は、学校にお申し出ください。

申請理由②の障がいの程度

原則として、「身体障がい者手帳」又は「療育手帳」のコピーで確認します。
手帳をお持ちでない場合、医師の診断書（大阪市教育委員会指定様式）が必要です。

区 分	障 が い の 程 度
視覚障がい者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難（※1）な程度のもの
聴覚障がい者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障がい者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療（※2）又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制（※3）を必要とする程度のもの

- ※1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障がいを改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。
- ※2 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。
- ※3 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること。
- ※4 LD（学習障がい）、ADHD（注意欠如・多動性障がい）等の発達障がい、又は精神障がい（精神障がい者保健福祉手帳の交付者）は上記「障がいの程度」に該当しません。

支給内容

申請理由 や世帯の所得に応じた支弁区分により、支給内容が変わります。

支弁区分	支給対象基準額（４人世帯の目安）
I 段階	所得４４０万円未満
II 段階	所得４４０万円以上 ７３５万円未満
III 段階	所得７３５万円以上

（注）
この支給対象基準額は、４人世帯の場合の目安額です。
実際の支弁区分は、社会保険料、生命保険料及び地震保険料等の控除金額などによって異なります。

支弁区分ごとの支給費目（令和元年度の内容です。令和２年度の内容は申請時にご確認ください。）

支弁区分 支給費目		I 段階	II 段階	III 段階
	就学援助認定者			
学用品・通学用品購入費	就学援助で支給	学校徴収金相当（通学用品購入費は実費）の半額 （支給限度：小学校 6,550円、中学校 12,400円）		—
校外活動費 （宿泊を伴わない）				
校外活動費 （宿泊を伴う）		学校徴収金相当の半額 （支給限度：小学校 1,825円、中学校 3,075円）		
修学旅行費		学校徴収金相当の半額 （支給限度：小学校 10,680円、中学校 28,570円）		
学校給食費		実費の半額		
通学費	実費			実費の半額
交流学习交通費				実費の半額
職場実習交通費 （※中学校のみ）				実費の半額
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（※新1年のみ）	就学援助で支給	実費の半額 （支給限度：小学校 25,300円、中学校28,700円）		—
医療費 （※特定疾病のみ）		学校医療券発行	—	
日本スポーツ振興センター 共済掛金		保護者負担額		

- 申請理由③は、通級にかかる交通費（通学費）だけが支給対象です。
- 就学援助を申請（認定）されている場合や生活保護（教育扶助）を受けておられる場合も、「特別支援教育就学奨励費」をお申込みいただけます。ただし、重なっている支給費目は「就学援助」あるいは「生活保護（教育扶助）」からのみの支給となります。
- 通学用品購入費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の申請には、対象用品の領収書やレシートが必要です。

就学援助

「特別支援教育就学奨励費」とは別に、非課税世帯や児童扶養手当の支給を受けているなど、経済的に
お困りの方へ、給食費や学用品費などを援助する「就学援助」があります。
「就学援助」の申請は、令和2年3月2日（月）から受け付けます。
詳しくは、令和2年度（2020年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）をご覧ください。

【お問合せ先】 大阪市教育委員会事務局 学校経営管理センター
事務管理担当（就学支援グループ） 電話：06-6115-7641